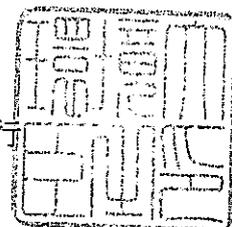


諮問第336号
自環総発第121019301号
平成24年10月19日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣
長 浜 博 行



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）に基づく基準等の設定について（諮問）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第2条及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第43条の規定に基づき、設定が必要な基準等について、別紙に掲げる項目に係る貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

より一層の動物の愛護管理の推進等を図るため、平成24年9月5日に改正法が公布されたところである。当該改正法においては、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、特に犬猫等販売業者について、犬猫等健康安全計画の策定と遵守、幼齢の犬猫に係る販売等の制限が義務づけられた。また、多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を、勧告・命令の対象に追加し、都道府県等が犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、その引取りを拒否できる事由を明記する等の規定が設けられた。

さらに、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）は、策定後おおむね5年目に見直すこととされており、当該改正の内容も踏まえた見直しが必要となっている。これらのことから、改正法の施行に必要となる省令、基準、基本指針等の検討を総合的に行う必要がある。

このような状況を踏まえ、改正法に基づく適切な基準等の設定について、貴審議会の意見を求めるものである。

(別紙)

1. 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「改正法」という。）第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準について
2. 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について
3. 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、犬猫等安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るための適切な基準について
4. 改正法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
5. 改正法第24条の4において準用する改正法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
6. 改正法第25条第1項の規定に基づき環境省令で定める、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれていると認められる事態について
7. 改正法第25条第3項の規定に基づき環境省令で定める、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態について
8. 改正法第27条第1項第1号の規定に基づき環境省令で定める、特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準について
9. 改正法第5条第1項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針について

- 1 0. 改正法第7条第7項の規定に基づき環境大臣が定める、展示動物の飼養及び保管に関する基準について
- 1 1. 改正法第7条第7項及び第41条第4項の規定に基づき環境大臣が定める、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準について
- 1 2. 改正法第7条第7項の規定に基づき環境大臣が定める、産業動物の飼養及び保管に関する基準について
- 1 3. 改正法第7条第7項の規定に基づき環境大臣が定める、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準について
- 1 4. 改正法第35条第7項の規定に基づき環境大臣が定める、都道府県等が犬又は猫を引き取る場合の措置に関し必要な事項について

(参考条文)

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

（審議会の意見の聴取）

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第四項、第十二条第一項、第二十一条第一項、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項の事態の設定又は第三十五条第五項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）

附 則

（施行前の準備）

第二条 この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第十二条第一項及び第二十四条の四において準用する第二十一条第一項の基準の設定並びに第二十五条第三項の事態の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）

（基本指針）

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2～6 （略）

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六 （略）

2 （略）

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 （略）

（準用規定）

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条、

第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の四において準用する第二十一条第一項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 （略）

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 （略）

（許可の基準）

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準に適合するものであること。

二 （略）

2 （略）

（犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の第二十一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求め

られた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2～6 (略)

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 (略)

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2・3 (略)

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。



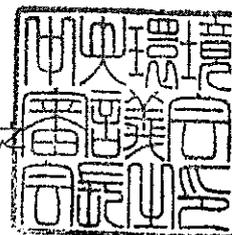
中環審第678号
平成24年10月19日

動物愛護部会

部会長 林 良博 殿

中央環境審議会

会長 鈴木 基本



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年
法律第79号）に基づく基準等の設定について（付議）

平成24年10月19日付け諮問第336号、自環総発第121019301号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、動物愛護部会に付議する。